

平成30年度第10回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成31年3月20日（水）午前9時30分～午前10時25分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所）A会議室
- 3 出席者
 - (1) 出席委員（農業委員24名中22名：推進委員6名）
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、
片山 潤之、賀屋 忠之、河村 吉人、恒富 竹司、徳田 文雄、
中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、原田 好子、藤村 守、
藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、
山見 智盟、吉富 崇子

推進委員
岡本 公一、徳本 優、中川 晴吉、繁村 勝正、國長 廣治、
中山 隆之
 - (2) 欠席委員（2名）
神田 一夫、田戸 洋志
 - (3) 事務局
末貞局長・山根参事・岩本副主幹・浦部
 - (4) 会議傍聴人 なし
- 4 会議
 - (1) 議事録署名委員指名
 - (2) 議案審議
 - (3) その他連絡事項

安田会長

皆様、おはようございます。

これより平成30年度第10回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

原田 好子 委員及び、藤村 守 委員をお願いいたします。

それでは、平成30年度第9回総会の農地法第3条議案第5号についての継続審議を始めます。なお議案の農地法第3条議案第6号は、3月6日付けで取下げられました。事務局より説明をお願いします。

事務局岩本

それでは、1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、平成30年度第9回総会農地法第3条議案第5号、下小鯖です。

この事案につきましては、第9回の総会において、譲受人の所有農地の一部で農地転用の届出がされず、農業用施設が建設されており、農地取得のための下限面積の算定が不可能なため、審議保留としておりました。

このたび、農地法第4条第1項第8号の届出が提出され、所有農地面積が確定しましたので再度審議をお願いします。

申請内容を改めてご説明します。

申請地は、小鯖地域交流センターから南東へ2.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を譲り受け、果樹を栽培するものです。

取得後の経営規模は、44アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

御審議よろしくをお願いいたします。

安田会長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

安田会長

事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案第1号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

【意見なし】

安田会長

それでは、以上で議案第1号に係る議案審議を終わります。採決に入ります。

ただいま審議しました議案第1号について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

安田会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました議案第1号については、「許可」といたします。

安田会長

続きまして、農地法第3条にかかる申請についての審議を始めます。農地法第3条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局岩本

それでは、2ページをお開きください。
合わせて、参考位置図2ページをお開きください。

議案第2号、吉敷です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ2.9kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、水産業を営む者です。

申請地の隣接地において、鮎の養魚場を経営しており、鮎料理に使う野菜や果物を栽培し、併せて販売を行うため、申請地を取得し、農業経営に参入するものです。

なお、議案第3号が合わせて提出されており、取得後の経営規模は、合計して45アールとなり、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、吉敷です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ2.9kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、水産業を営む者です。

申請地の隣接地において、鮎の養魚場を経営しており、鮎料理に使う野菜や果物を栽培し、併せて販売を行うため、申請地を取得し、農業経営に参入するものです。

なお、議案第2号が合わせて提出されており、取得後の経営規模は、合計して45アールとなり、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ960mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

隣接地の宅地開発に伴い、隣接する農地を所有している譲渡人からの要望があったため、申請地を取得し農地の統合を行うものです。

取得後の経営規模は42アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、嘉川です。

申請地は、JR新山口駅から南へ1.6kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、防府市内に居住する、農業兼団体職員です。

申請人は、農事組合法人●●の構成員であり、当該法人に利用権設定されている農地を取得するものです。

なお、この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は63アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、佐山です。

申請地は、J R本由良駅から南東へ290から490mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地、及び公共施設に比較的近い距離にある第2種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する農業兼会社役員です。

申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、215アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、阿知須です。

申請地は、J R阿知須駅から西へ1.5kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

現在耕作している申請地を農地売買等事業により取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、736アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第8号、徳地伊賀地です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ2.6kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼行政書士です。

利用権を設定し、現在耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は236アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、徳地伊賀地です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ2.4kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は82アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第10号、徳地三谷です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から東へ4.9kmに位置する、

事務局岩本

公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

利用権を設定し、現在耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は61アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第11号、徳地八坂です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から南へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は140アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第12号、阿東徳佐上です。

申請地は、JR船平山駅から南東へ1.6kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請人は、農地所有適格法人●●●●株式会社の構成員であり、当該法人に利用権設定されている農地を取得するものです。

なお、この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は、192アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

以上で農地法第3条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願ひいたします。

安田会長

次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願ひします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員

問題ありません。

川西地区委員 問題ありません。

徳地地区委員 問題ありません。

阿東地区委員 問題ありません。

安田会長 事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案第2号から議案第12号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

【意見なし】

安田会長 それでは、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。ただいま審議しました農地法第3条に係る審議について、一括で採決を行います。

農地法第3条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

安田会長 挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第3条にかかる申請については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局岩本 それでは、10ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図12ページをお開きください。

議案第13号、大内中央二丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ850mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内と説明させていただきます。

申請人は、福岡県福岡市南区内に本店を有し、医療業を営む法人です。

申請地周辺は交通の便が良く、事業規模拡大のため申請地を取得し、病院を建設するものです。

議案第14号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、兵庫県加東市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第15号、宮野下です。

申請地は、JR宮野駅から南西へ550mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、宅地化が進み、また交通の便も良いため、事業所用地として造成を行い、分譲を行うものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第16号、天花一丁目です。

申請地は、県庁から東へ600mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する教員です。

現在借家住まいで、子供の成長にともない手狭なため、申請地に自己用住宅を建設するものです。

議案第17号、吉敷佐畑一丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから南東へ230mに位置する、用途地域

内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街であり、近隣の開発地の売れ行きも好調であり需要が見込めるため、宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第18号、平井です。

申請地は、平川地域交流センターから北東へ940mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、東京都西東京市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街で、生活環境にも恵まれており需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

議案第19号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから南東へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、建築業を営む者です。

業務拡大に伴い資材置場が不足しているため、交通の便の良い申請地を取得し、資材置場として整備するものです。

議案第20号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから南東へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、建築業を営む者です。

業務拡大に伴い資材置場が不足しているため、交通の便の良い申請地を取得し、資材置場として整備するものです。

議案第21号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ780mに位置する、公共施設から比較的近い距離にあり規則第45条第2号ただし書きに該当する第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

議案第22号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ860mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

議案第23号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ960mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第24号、矢原です。

申請地は、大歳地域交流センターから東へ210mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、生活環境に恵まれており需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第25号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から西へ700mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第26号、秋穂西です。

申請地は、秋穂総合支所から西へ2kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第27号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県飯塚市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第28号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第29号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第30号、佐山です。

申請地は、JR周防佐山駅から北西へ280mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、大阪府大阪市中央区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第31号、佐山です。

申請地は、JR周防佐山駅から南東へ430mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する宗教法人です。

申請地は神殿に隣接し、今後大きな行事を実施するため駐車場の確保が必要となることから、駐車場を整備するものです。

議案第32号、小郡下郷です。

申請地は、小郡総合支所から南西へ520mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、下関市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良く需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては議案第41号の事業計画変更が同時に申請されていますので、合わせてご説明します。

申請地は昭和62年12月19日付で、職員住宅の建設を目的とした農地法第5条の規定による許可を受けましたが、経費削減のため建設が困難となり、共同住宅建設地を求めていた譲受人に譲り渡すものです。

議案第33号、阿知須です。

申請地は、JR岩倉駅から南西へ400mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第34号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から北西へ180mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は交通の便が良く、また、幼稚園や小学校からも近く住環境に恵まれているため、宅地分譲するものです。

議案第35号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から北西へ250mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、東京都西東京市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地はJR阿知須駅や学校、商業施設に近く、住環境が良く、需要が見込めるため、建売住宅を建設するものです。

議案第36号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から北西へ510mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は住宅化が進み、人口が増加傾向にあることから、需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第37号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ1.8kmに位置する、集团的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する介護職員です。

申請地は、入学を希望する小学校から近く、住環境が良いため自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第38号、徳地小古祖です。

申請地は、徳地インターチェンジから北東へ1.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、自動車整備業を営む者です。

修理工場を経営するにあたり、車両置場が必要なため整備するものです。

なお、申請地は、平成18年3月頃に農地法の許可を得ることなく、車両置場とされたものですが、徳地地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは、今後は、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第39号、徳地岸見です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ4.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

駐車場として利用するため、宅地の隣接地を整備するものです。

事務局岩本

なお、申請地は、平成15年頃に農地法の許可を得ることなく、駐車場とされたものですが、徳地地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは、今後は、農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第40号、阿東徳佐中です。

申請地は、阿東総合支所から北西へ100mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市佐伯区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

以上の農地法第5条の議案第13号から議案第40号について議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

安田会長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

阿東地区委員

問題ありません。

安田会長

ただいま、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりました

安田会長

ので、議案審議に入ります。

農地法第5条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

安田会長

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

【意見なし】

安田会長

それでは、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。ただいま審議しました農地法第5条に係る審議のうち、事業計画変更に係るものを除く議案第13号から議案第31号、議案第33号から議案第40号について、一括で採決を行います。農地法第5条に係るこれらの申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

安田会長

挙手多数と認め、ただいま審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

次に、事業計画変更に係る申請についての審議を始めます。
事務局より説明をお願いします。

事務局岩本

それでは、29ページをご覧ください。
合わせて参考位置図37ページをお開きください。

議案第41号、小郡下郷です。

この事案につきましては、議案第32号の農地法第5条申請と合わせてご説明しましたので省略いたします。

以上の事業計画変更の議案につきましては議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響な

事務局岩本 どもを確認したところ問題が無いのため、許可要件の全てを満たしているもの
ございます。御審議よろしくお願いいたします。

安田会長 次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

川西地区委員 問題ありません。

安田会長 ただいま、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりました
ので、議案審議に入ります。

議案第41号は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問
題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さん
で補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問
はありませんか。

【意見なし】

安田会長 それでは、以上で議案第41号の事業計画変更の議案審議を終わります。
採決に入ります。ただいま審議しました事業計画変更に係る審議、及び関連
する議案第32号について、一括で採決を行います。事業計画変更等に係る
申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

安田会長 挙手多数と認め、ただいま審議しました事業計画変更等に係る申請につい
ては、「許可」といたします。

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説
明をお願いします。

事務局岩本 それでは、30ページをご覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第42号です。

事務局岩本

地区協議会において、協議していただいたとおりで、
合計 1, 500 筆 2, 781, 895.04 m²でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると報告を受けております。御審議よろしくお願ひいたします。

安田会長

ただいま、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

安田会長

それでは、特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用集積計画につきまして、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

安田会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。

次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願ひします。

事務局岩本

それでは、31 ページをご覧ください。
農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第 43 号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、
合計 512 筆、1, 050, 332 m²でございます。

これら計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると報告を受けております。

御審議よろしくお願ひいたします。

安田会長

ただ今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願ひします。

【意見なし】

安田会長

それでは、特に意見がないようですので、ただいま審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

安田会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします

事務局岩本

それでは、32ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図38ページをお開きください。

議案第44号、仁保上郷です。

登記地目が田の土地1筆、168㎡については、昭和45年10月頃に農機具倉庫を解体し、その後、宅地として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第45号、宮野上です。

登記地目が田の土地1筆、275㎡については、昭和55年7月28日付けで、共同住宅を目的とする農地法第5条の転用許可を受けたが、造成のみを行い、昭和56年4月頃より隣接する共同住宅の駐車場として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第46号、阿東徳佐中です。

登記地目が畑の土地1筆、390㎡については、昭和56年頃に桜の木を植えて、その後、一部を伐採し、広場として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いたします。

安田会長

それでは、議案審議に入ります。ただいま、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので議案第44号から議案第46号までの現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

安田会長

挙手多数と認め、現況証明につきましては全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局岩本

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。2月分の受付状況は記載のとおりです。また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。

ただいま、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

安田会長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

安田会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、平成30年度第10回山口市農業委員会総会議事録である。

平成31年3月20日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長

署名委員

署名委員

記 録 者